

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	溝辺B地区 (崎森)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 10日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畑作は、基盤整備(十三塚土地改良区)が済んでいる。お茶・露地野菜・飼料作物が栽培され、現在のところ基盤整備地を必要とする地区や不耕作地は見られない。おおよそ10年間は、現状のままだが予想される。
水田は、基盤整備がなされておらず、一部基盤整備を実施したいといった要望があるが、今後は、確実に耕作者が減少する地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

お茶は、地産地消、海外輸出等、消費拡大を目指し、霧島茶の銘柄確立を図っていく。
露地野菜については、契約栽培を取り入れながら市場と連携を図り所得向上に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	136 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	136 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地として定める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
荒廃地が出ないように、認定農家を中心とした経営体に集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員や農業委員会と連携して出し手と借り手の意向を把握し、耕作放棄地が出ないよう農地中間管理機構を通じた賃貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
主要な畑地は基盤整備済みである。水田は、追田であり基盤整備の要望は現在のところ上がっていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状の経営体はお茶と露地野菜が大半を占める。営農が難しくなった営農地については入り作・新規就農の担い手参入を期待する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・イノシシやシカに加え一部サルの被害が出ているため、拡大防止に努めるとともに、農家自らが狩猟免許等を取得するなど食害被害の防御体制を整える。
 ・お茶等は輸出との関連性が高いため、商品価値を高める手段の一つとして有機栽培の取り組みを進める。露地野菜も減農薬等に努めていく。